

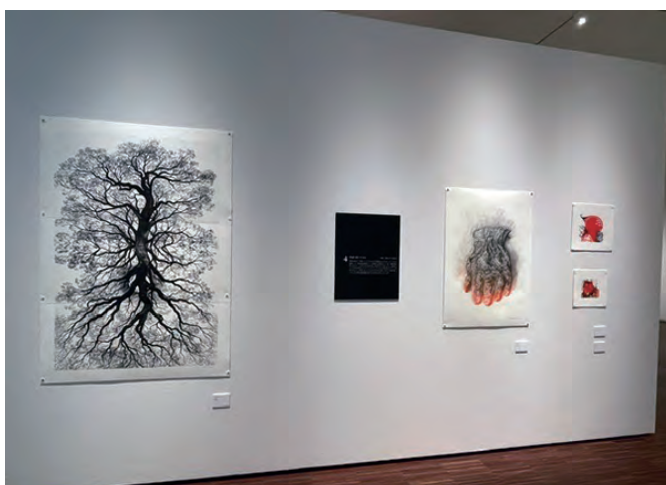
企 画



スコアボードリニューアル記念
四国六大学春季リーグ開幕戦



東京六大学新居浜記録会特別記念レース



新居浜市美術館開館10周年記念展Ⅲ「石山直司展」



令和7年度 芸術文化プログラム（船木中）

企 画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 穂	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 穂	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 穂	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石 川 勝 行	24.11.18	28.11.17
23	石 川 勝 行	28.11.18	R 2.11.17
24	石 川 勝 行	R 2.11.18	6.11.17
25	古 川 拓 哉	6.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 統 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加 藤 照 光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副市長(H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石 川 勝 行	23. 4. 1	24. 9. 21
3	近 藤 清 孝	25. 1. 1	28.12. 31
4	寺 田 政 則	29. 1. 1	R 2.12.31
5	加 藤 龍 彦	R 2. 4. 1	6. 3.31
6	原 一 之	3. 1. 1	6.12.31
7	赤 尾 禎 司	7. 1. 1	
8	松 田 雄 彦	8. 4. 1	

収入役(H21.4.1から収入役制度を廃止し、会計管理者制度を新設)

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄 治	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高 橋 昭 博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第六次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、五次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政運営を図ってきた。

平成23年3月には、第五次新居浜市長期総合計画を策定し、将来都市像「あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、各種施策に取り組んできた。

しかしながら、計画策定から10年が経過し、「人口減少と少子・超高齢社会の進展」や「成長から成熟への社会経済の変化」、「高度情報ネットワークとグローバル化の進展」、「環境に対する意識の変化」、「安全・安心に関する意識の高まり」、「地域コミュニティの変容」など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっており、これまで以上に市民、団体、事業者と行政が協働し、時代の変化・課題に的確に対応していく必要がある。

このため、第五次新居浜市長期総合計画の検証を踏まえ、これからの時代において目指すべき新しい将来都市像、その実現を図るための基本的な方針等を定めた第六次新居浜市長期総合計画を令和3年3月に策定した。

計画の中間年である令和7年度には、時代の変化を踏まえ、新居浜市総合戦略等の内容を長期総合計画と一体化する形で見直しを行った。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱・施策の体系など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方針を示す。

② 基本計画

基本構想の将来都市像を実現するため、施策の体系に沿って、基本的な施策の内容を示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事務事業の内容を示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについての基本方針を示すもので、将来都市像や目標人口を示すとともに、6つのまちづくりの目標と、計画の推進を含め42項目の施策を定めている。

① 将来都市像

一豊かな心で幸せつむぐ一 人が輝く あかがねのまち にはま

② 目標人口 105,000人（令和12年）

③ まちづくりの目標

目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり (子育て・教育)

- ・少子化が急速に進展する中、本市の未来を担う子どもたちが、「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、社会人として自立し、夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、行政と学校、家庭、地域が相互に連携・協力しながら、学校教育や特別支援教育の充実、教育力の向上を図ります。
- ・安心して子どもを産み、育てていけるよう、子育てに関する相談体制や保育環境の充実を図るとともに、子どもの貧困や発達障がいへの対応、子育て世代への支援などのさまざまなニーズに対応したきめ細やかな子育て支援を推進します。

目標2 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり (健康・福祉)

- ・年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、生活習慣病や感染症対策などのさまざまな疾病対策に取り組むとともに、医療体制の充実と健康づくりに関する意識啓発に努めます。
- ・すべての市民がいつまでもいきいきと生活ができるよう、関係機関と連携を図り、地域全体で支え合う仕組みを構築するとともに、ライフステージに応じ、適切なサービスが受けられるよう、介護サービスや医療供給体制の充実、社会保障の充実に努めます。

目標3 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり (経済・雇用)

- ・本市の基幹産業である工業の振興を図るため、ものづくり産業に携わる人材の確保、育成をはじめ、販路開拓や新事業展開の支援、企業誘致や立地の促進、ICT（情報通信技術）の活用などに努めます。
- ・商業や農林水産業、観光・物産の分野においても、創業や人材育成支援を行うとともに、生産基盤の整備・ブランド化、地産地消や6次産業化による高付加価値化に向けた取組を支援することにより、市内において働きやすく、魅力ある職場が数多く生み出されるまちを目指します。
- ・災害や感染症の発生などに対して、産業活動や雇用の維持・継続を支援します。

目標4 安全・安心・快適を実感できるまちづくり (都市基盤・防災・防犯・消防)

- ・市民がより一層、安全・安心・快適に生活できるよう、市街地や幹線道路、公園緑地、公営住宅、港湾などの都市基盤の計画的な整備を進めると

もに、魅力あふれる都市空間の創出に努めます。

- ・気候変動の影響により頻発化・激甚化が懸念される自然災害や、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などの大規模災害を想定した防災・減災、国土強靱化の取組を推進するとともに、感染症対策、交通安全対策や防犯対策など日常生活安全対策の推進、消防体制の充実を図ります。

目標 5 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり

(人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

- ・市民一人ひとりが人権についての正しい認識を持ち、すべての市民の人権が尊重されるまちを目指し、さまざまな場での教育活動を推進するとともに、多様な市民・地域との協働によるまちづくりを進めます。
- ・近代化産業遺産などこれまで培ってきた文化や地域資源を次の世代に継承するとともに、生涯学習の充実や、スポーツ、文化芸術活動の振興、男女共同参画社会、国際化の推進を通じ、市民一人ひとりの豊かな心を育み、多様な学びや生きがいがあふれるまちを目指します。

目標 6 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり

(地球環境・生活環境・上下水道)

- ・国連において採択されたSDGsの取組や国の地球温暖化対策計画に基づく2030年度中期削減目標の達成に向けた取組など、地球規模で環境保全に関する意識が高まる中、市民、団体や事業者と連携し、地球温暖化対策など、地球環境の保全と継承に努めます。
- ・本市の自然環境を保全し、誰もが住みよい衛生的で快適な居住環境の維持・向上が求められている中、生活環境の保全と調和、循環型社会の実現を目指すとともに、上下水道事業の推進を図ります。

計画の推進 持続可能なまちづくりの推進

(行財政運営)

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想の将来都市像を実現するため、42項目の施策の体系に沿って、127の基本計画における具体的な取組方針、取組内容を示している。

(5) SDGsの推進

本市では、第六次長期総合計画において、計画に掲げるすべての施策について、SDGsの17の目標との対応を整理するとともに、「SDGs推進企業登録制度の推進」や「ユネスコスクールにおけるESDの充実」、「カーボンゼロシティを目指すための各種環境施策の推進」など、持続可能なまちづくりを見据え、

様々な取組を推進している。

そうした取組等が評価され、令和4年5月にSDGs達成に向けた優れた取組を行う自治体として、国(内閣府)から「SDGs未来都市」としての選定を受けた。

今後においても、令和5年度に設立した「新居浜市SDGs推進プラットフォーム」における活動等を通じ、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を強化し、より一層持続可能なまちづくりを推進していく。

3 施政方針(令和8年度)

市長就任以来、「現場主義」と「スピード感を持った対応」を基本姿勢に取り組んでまいりましたが、2年目の市政運営にあたり、1年目の取組をさらに加速し、就任時の所信表明で述べました公約の柱である「子育て支援の充実」、「地域経済の活性化」、「防災能力の強化」を着実に進めていきたいと考えております。

まず、「子育て支援の充実」につきましては、こどもに関する相談機能や母子保健・児童福祉機能、発達支援に関する機能を有し、こどもが安全に遊び、自由に交流することができる「こども・子育て複合施設」の本体工事に着手したいと考えております。施設整備を通じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを実施し、あらゆる子育て世代の不安や悩みを包み込むことができるファミリーフレンドリーなまちづくりの実現を目指してまいります。

また、給食につきましては、小学校では国・県の支援が実施される予定でありますことから、国の交付金を活用し、実質無償化を図るとともに、保育所及び中学校についても、引き続き、保護者負担の軽減を図りたいと考えております。

次に、「地域経済の活性化」では、まず、年明けに補正予算を措置いたしました「子育て応援手当支給事業」及び「地域商品券事業」を早期に実施し、物価高騰の影響を受ける市民の負担軽減とともに、市内での消費喚起の促進と市内経済の活性化を図ってまいります。

また、2年目を迎えます「にいはま営業本部」の取組を磨き上げ、現在、進めております「七福芋」を活用した商品開発や「新居浜ものづくりブランド」の積極的な売り込みなど、市内企業の皆様と一体となった営業活動の展開を通じ、本市経済の持続的発展とともに、地域の産品や製品・技術の価値とブランド力の向上に挑んでまいります。

次に、「防災能力の強化」では、少子高齢化が進展する中で、「自助・共助・公助」の役割にも変化が生じていると感じております。

災害発生時、行政は「住民の命を守ること」を最優先

に迅速な対応を行います。大規模災害の際には、「公助」が十分に行き届かないことが予測され、「自助」や「共助」の取組が重要となります。しかしながら、近年、地域コミュニティが衰退し、人々のつながりが希薄化の中で、これまで以上に「自らの命は自ら守る」という「自助」の意識の醸成が求められています。本市といたしましても、市民の皆様お一人おひとりが、防災意識を更に高め、必要な備えを進めていただけるよう、啓発に努めてまいります。

併せて、今後の防災・減災への対応にあたりましては、専門的な知識や技術を持つ民間事業者の皆様との連携も非常に重要であると考えております。本市では現在、民間事業者等との災害時応援協定を138件締結しておりますが、今後も、市民の皆様、そして事業者の皆様と力を合わせ、地域全体の防災力向上に取り組み、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

その他にも、未着手の公約や財政基盤の確立など、取り組むべき課題はございますが、いずれの局面においても、積極的に、そして、変化を恐れずに取り組む姿勢を忘れることなく市政を推進してまいりたいと考えております。

我が国の近代化を支えた思想家 福沢諭吉は、「自我作古(じがさっこ)」という言葉を残しています。

これは、「我より古を作す(われよりいにしえをなす)」と読み、「前人未踏の新しい分野に挑戦し、たとえ困難や試練が待ち受けていても、それに耐えて開拓に当たる」という勇気と使命感を表した言葉ですが、私は、これこそが、今の時代に最も求められている考え方ではないかと思っております。

現在、私たちは、我が国の歴史上、誰も経験したことのない急激な少子高齢化と人口減少という大きな変化の波に直面しており、市政を推進する自治体の存在意義と、未来に向けた使命は、より一層鮮明になっていると感じております。

私たちの究極の成果目標は、市民の幸せですが、その際の市民とは、現在、そして、未来に生きる新居浜市民です。

今の時代をお預かりする私たちには、次の世代に豊かな未来をつなぐ責任があると考えています。

目の前に立ちふさがる予測困難な状況を恐れることなく、身近に潜むリスクを的確に予見し、時代の波をポジティブな変化に変えていく知恵と勇気を持って、新居浜だからこその価値を生み出し、次世代に豊かな未来をつなげる持続可能な社会の実現に挑戦してまいります。

そうした基本姿勢を忘れず、あるべき新居浜市の姿、「新しい新居浜」をお示しできるよう、全力でこの一年の市政運営に取り組んでまいります。

4 行政改革

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続き、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」、平成23年度には、平成27年度までの「新居浜市行政改革大綱2011」、平成28年度には、令和2年度までの「新居浜市行政改革大綱2016」、令和3年度には、令和7年度までの「新居浜市行政改革大綱2021」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに令和8年度には、行政改革を着実に推進するため、第六次新居浜市長期総合計画(後期計画)における「まちづくりの目標 計画の推進 施策7-3 効果・効率的な自治体経営の推進」に行政改革を位置づけ、これを包含する形で、行財政基盤の強化、受益者負担の適正化と歳入の確保、事務の効率化、サービスの向上と事業改善の4つの視点に基づいて行政改革の推進に取り組んでいる。

5 総合戦略

(1) 総合戦略の位置付け

平成26年11月、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5か年の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本市においても、人口減少問題を克服するため、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な事業、取組を示した「新居

浜市総合戦略」を平成27年12月に策定し、将来目標人口(令和42(2060)年に9万人を維持)の達成に向けて「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指すこととした。

2019年12月に国が引き続き4つの基本目標は継続しつつ、「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」という2つの新たな視点を加えた「第2期創生総合戦略」を策定したことを受け、本市においても2020年3月に「第2期新居浜市総合戦略」を策定し、引き続き令和42(2060)年に人口9万人を維持することを目標に取り組んでいる。

なお、本市のまちづくりにおける最上位計画は「第六次新居浜市長期総合計画(令和3年度～令和12年度)」であり、総合戦略は長期総合計画の中で、特に人口減少問題への対応と地方創生に関する分野に特化した目標や施策を定めたものである。

(2) 総合戦略の基本目標

【基本目標1】**新**たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、地元産業を振興します

【基本目標2】**居**住地・観光地としての魅力高め、関係人口を創出し、交流人口・定住人口を拡大します

【基本目標3】**浜**っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに健康長寿社会を実現します

【基本目標4】**市**域・組織を越えた連携を深め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します

(3) P D C A サイクルの確立

外部有識者で構成される「新居浜市地方創生有識者会議」等を活用し、4つの基本目標に基づく15の施策と具体的な事業、取組及び基本目標の数値目標やK P I (重要業績評価指標)の実績と成果を検証し、必要に応じ、総合戦略の改訂を行い、P D C A サイクルを確立する。

(4) 人口ビジョンの策定と将来目標人口

国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、本市における人口の現状分析に基づき、今後、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」を平成27年12月に策定し、その中で令和22(2040)年まで10万人を維持するとともに、令和42(2060)年の目標人口を9万人とした。

(5) シティブランド戦略の推進

総合戦略に基づき、市民の誇りと愛着を高め、本市の魅力を生内外へ発信することにより、交流人口や移住・定住人口の増加へつなげるため、平成29年3

月にシティブランド戦略を策定した。本戦略で定めたブランドのスローガンである「Hello!NEW 新居浜」を旗印に掲げ、市民と行政が一緒になって、未来のあたらしい新居浜をつくるための取組を進めている。さらに令和8年度には、地方創生の推進に向け、人口の減少を抑制し、地域の活性化を図る必要があることから、第六次新居浜市長期総合計画(後期計画)における「まちづくりの目標 計画の推進 施策7-1 人口減少対策とシティブランド戦略の推進」をシティブランド戦略と位置づけ、これを包含するかたちで4つの基本方針に基づいてシティブランド戦略の推進に取り組んでいる。

(6) 全国「にいはま倶楽部」

全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある個人とネットワークを形成し、新居浜市勢の発展を図るため、幅広い提言、情報及び助言などを得るとともに、本市の最新の情報を発信することを目的として設置した組織である。

平成15年度には東日本ブロックを、平成16年度には西日本ブロックを発足させ、年1回東京と大阪で交流会を開催しており、平成25年度からは愛媛でも交流会を行っている。また、令和4年度には、学生版全国「にいはま倶楽部」を創設している。令和8年4月1日現在の一般会員数は591人、学生会員数は499人となっている。

(7) 生涯活躍のまち拠点施設(ワクリエ新居浜)

生涯活躍のまち拠点施設(ワクリエ新居浜)は、平成29年度末に廃校となった旧若宮小学校を活用し、『感性をはぐくみ「わくわく」を創造する』を全体コンセプトに、新居浜市の歴史や文化、企業城下町としての地域特性を活かしながら、感性を育み、学びを深め、様々なモノ・コトを創造することのできる場を創り出すこと、また、移住者も含め市内外の人との交流や多世代交流など、新たな出会いと発見を生み出す場となることを目的として、令和2年6月に着工し、令和3年3月末に竣工、令和3年6月1日にオープンした。

令和7年度は、さらなる施設の認知度向上及び利用者数の拡大を図るため、移動水族館や木育キャラバンの開催のほか、わくわくマルシェを開催する等、交流人口の拡大に向けた取組を行った。

施設の概要

所在地	新田町一丁目8番56号
電話番号	39-6789
敷地面積	約18,241㎡
延床面積	約5,560㎡
構造	(北棟)鉄骨造2階建、(南棟)鉄筋コンクリート造3階建、(給食棟)鉄骨造1階建

主要施設 (北棟)アーカイブ施設、地域活動支援室、多目的室、クッキングスタジオ、倉庫、(南棟)事務室、木育推進ルーム、地域伝承プレイルーム、木育プレイルーム、リカレントルーム、コワーキングルーム、放送室、ものづくり工房、コミュニティサロン、レンタルオフィス、小会議室、スタジオ、倉庫(給食棟)、(体育館)、(運動場)、(プール)、(駐車場)、(その他)エレベーター、渡り廊下、ウッドデッキ

開館時間 ア 地域伝承プレイルーム、木育プレイルーム 9:30~16:00
イ 木育推進ルーム 10:00~16:00
ウ レンタルオフィス 0:00~24:00
エ 他の施設 9:30~21:00

休館日 ア 木育推進ルーム
月曜日及び週一日の範囲内で市長が認める日
イ レンタルオフィスを除く他の施設
月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日)
ウ 12月29日から翌年1月3日まで
施設の管理運営は、指定管理者制度を導入しており、令和3年4月1日から株式会社ハートネットワークが行っている。

利用者数
令和7年度 148,398人

6 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。
平成28年度からはモニター定数を増員し、アンケート調査を中心とした広聴活動を実施している。
モニター定数 200人程度(任期1年)
モニター任務 アンケート回答や、会議への出席を通じて、市政に対する意見や提言を行う。

〈令和7年度の実績〉

モニター数 178人(令和8年6月10日時点)
アンケート実施数 3回(6テーマ)
会議開催数 3回

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくりタウンミーティング

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進している。また、市職員も「地域コミュニティ支援員」として準備段階から参画し、運営全般に携わっている。

〔令和7年度の内容・実績〕

- 開催校区(地区)数 18校区(地区)
 - 内容
 - ・市長から市の重点事業について説明
 - ・校区課題について意見交換
 - ・その他意見交換
- 〔参加者数 781人〕

令和7年度 広聴票

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	
建 設 部	1	交通安全施設の整備について	1	1							1
合 計	1		1	1							1

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	
企 画 部	60	広報・広聴について	8	4				3	1		8
		政策について	2				1	1		2	
		新居浜あかがねポイントについて	8	3			4	1		8	
		別子銅山文化遺産について	1				1			1	
		情報化推進について	1				1			1	
		スポーツについて	15	4	3		5	3		15	
		文化について	3	1			1	1		3	
		総合文化施設について	5	2			2	1		5	
		その他（企画部）	17	5	1		1	8	2	17	
総 務 部	46	市役所職員について	13	4			8	1		13	
		市役所庁舎について	14		1		11	2		14	
		税金について	3				1	2		3	
		その他（総務部）	16	2			4	7	3	16	
福 祉 部	61	生活保護について	13				13			13	
		障がい福祉について	3	3						3	
		高齢者福祉について	4	1			1	2		4	
		子育て支援について	17	7			8	2		17	
		保育園について	5	2			1	2		5	
		国民健康保険について	4	1			2	1		4	
		健康・医療について	8	4	1		3			8	
		窓口対応について	2	1			1			2	
		その他（福祉部）	5	2			2	1		5	
市 民 環 境 部	103	安全安心について	7	2			1	4		7	
		自治会について	16	6			4	6		16	
		国際交流について	6				3	3		6	
		戸籍・住民記録について	1				1			1	
		マイナンバーカードについて	2	2						2	
		窓口対応について	11	6			5			11	
		男女共同参画推進について	2	1			1			2	
		ごみ処理について	21	9	1	2	2	7		21	
		環境政策について	5	2			3			5	
		環境衛生（悪臭・騒音・犬猫）について	8	3			3	2		8	
		斎場・墓地について	1	1						1	
		まちの美化について	7	2	1		3	1		7	
		その他（市民環境部）	16	5			7	3	1	16	

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	
経 済 部	102	観光について	4	1				2	1		4
		太鼓祭りについて	68	19			1	41	7		68
		マイントピア別子について	2						2		2
		産業について	4	1				3			4
		地域公共交通について	13				2	7	4		13
		農地・農道等について	3	2					1		3
		その他（経済部）	8	4				2	2		8
建 設 部	74	都市計画について	1						1		1
		公園整備等について	15	5	1		1	4	4		15
		道路整備・舗装・改修	46	21	4		1	9	10	1	46
		市営住宅について	8	5				3			8
		空き家対策について	1						1		1
		その他（建設部）	3	2					1		3
教育委員会事務局	45	小・中学校について	20	5	4		2	7	2		20
		公民館について	5	3				2			5
		社会教育について	2	2							2
		成人式について	1						1		1
		学校給食について	4	2				1	1		4
		学校施設について	1				1				1
		図書館について	4	3				1			4
		その他（教育委員会）	8	3				3	2		8
消 防 本 部	3	消防・救急について	1						1		1
		その他（消防）	2	1				1			2
議 会	2	市議会について	2					1	1		2
選挙管理委員会	7	選挙について	7	4				2	1		7
上 下 水 道 局	10	水道について	5	2					3		5
		下水道について	2	1					1		2
		その他（上下水道局）	3			2		1			3
港 務 局	1	港湾施設について	1				1				1
農 業 委 員 会	1	農業について	1					1			1
そ の 他	22	その他	22	1				14	2	5	22
合 計	537		537	172	17	2	12	219	105	10	537

うち 市長への手紙 ： 192件

市長へのメール： 345件

7 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

区分	名称	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発 行 日	毎月 1 回	平成29年11月3日	
発 行 部 数	1 回 39,500部	2,100部	
版 型	A 4 版	A 4 版	
経 費	1,745万円	90万円	
単 価	36.81円／部	427円／部	
配 布 対 象	全戸	関係機関ほか	
配 布 方 法	自治会組織などを 通じて配布	随時	
内 容	市政に関する情報 季節、地域の話	市制施行80周年を 迎えた本市の現在 の様子を写真を中 心に紹介	

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

平成27年3月に全面リニューアルを行った。

令和2年11月にデザインリニューアルを行い、外国語翻訳機能・フリガナ付与機能・レコメンド機能を導入した。

ウ テレビ放送(地上デジタル放送)による広報

令和7年8月から、本市の取組みや魅力を広くPRするため、広報効果の高いテレビ放送を活用した広報番組の制作・放送を開始している。

エ CATV等による広報

CATVデジタル11ch(令和5年～)やコミュニティFMを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの行政広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

オ SNS等による広報

携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1

日からエックス(旧ツイッター)、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」、平成30年5月17日から「インスタグラム」を運用。さらに、令和元年8月から「ライン」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。

カ 民間企業と連携した広報

令和4年5月9日から新居浜駅前郵便局内及びフジ新居浜駅前店内に市政情報発信コーナーを設置した。また、令和5年3月17日からは、イオンモール新居浜内に大型ビジョンが併設された市政情報発信ブース「NIHHAMA CITY INFORMATION」を設置、令和6年2月1日からイオンスタイル新居浜内に設置されたデジタルサイネージを活用するなど民間企業と連携した市政情報の発信を行っている。

キ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(CD-Rなど)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

8 デジタル化の推進

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○平成16年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。

○平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。

○平成27年度 マイナンバー制度の運用に伴う基幹業務システムの改修を実施し、自治体中間サーバーとの情報連携を開始した。

○令和元年度 市税・料金のコンビニ納付を開始した。

- 令和2年度 住民票等のコンビニ交付サービスを開始した。
- 令和3年度 自治体システム標準化・共同化を推進するため国保標準システムの導入を行った。
- 令和4年度 引っ越しワンストップサービスの稼働を開始した。マイナンバーびったりサービス電子申請受付を開始した。
- 令和5年度 マイナンバーカードを活用した書かない窓口、行かない窓口(えひめ電子申請システム)の運用を開始した。難聴者等の支援を行う目的で窓口用タブレット端末を整備した。
- 令和7年度 国の方針に基づき、基幹業務システムについて、標準準拠システムへの移行及びガバメントクラウドへの移行を実施した。

(イ) 内部事務の電算化

- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
- 平成26年度 ICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。
- 平成27年度 マイナンバー制度の運用に伴い、ネットワーク分離等のセキュリティ強靱化対策を実施した。
- 令和2年度 テレワーク用端末及び各課タブレット端末を導入した。住民本位の視点で、地域課題の解決や時代を切り開く新たな価値創造を目指し愛媛県及び県内全市町で「愛媛県・市町DX協働宣言」を行った。
- 令和3年度 議会用タブレット端末を導入した。文書管理・電子決裁システムの運用を開始した。公民館・小中学校体育館への公共施設Wi-Fiを整備した。
- 令和4年度 業務の改善を目的に、AI会議録作成システム、議場用マイクシステム及び会議用マイクシステムを整備した。
- 令和6年度 職員のスケジュール管理やコミュニケーションツールを更新した。業務効率の改善を目的に生成AIを活用したシステムを導入した。

イ DXの推進

昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市OA調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう

対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にOA機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼働させ、平成20年2月、平成25年2月及び平成30年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

令和3年4月には、デジタル技術を活用して行政サービスの更なる向上に繋げていくための指針となる新居浜市DX推進計画を策定した。

また、研修部門と連携し、継続的なデジタルに関する研修を実施することで、職員の知識向上を図っている。

9 地域情報化の推進

新居浜市の地域情報化は、人口減少や少子高齢化、地域経済の停滞、防災・交通といった複合的課題に対応するため、デジタル技術とデータ活用を基盤として推進されている。具体的には、①行政手続のオンライン化や窓口DXによる利便性向上と業務効率化、②オープンデータ化や共通データ基盤の整備による官民連携の強化、③スマートシティの推進による交通、防災、見守り、産業分野の高度化が柱である。また、マイナンバーカードの活用やクラウド化によりサービスの高度化を図るとともに、デジタル人材の育成や情報格差対策にも取り組んでいる。これらを通じて、誰一人取り残さない包摂的なデジタル社会を実現し、持続可能で魅力ある地域づくりを目指している。

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア(対象区域)を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、LTE

サービスを平成26年12月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル93チャンネル、FMラジオ4チャンネル、また加入世帯数はCATV15,428世帯、インターネット、LTE及びBWA7,217世帯(令和8年3月31日現在)となっている。(なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は37.0%となっている。)

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「新居浜チャンネル」では毎日市内の出来事や話題、市役所をはじめ官公庁からのお知らせ等を提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティの向上が図られている。

平成29年9月より地域WiMAX方式を高度化した地域BWA方式への基地局切り替えを行い、市内での提供を開始した。

平成30年4月には住民に対し、災害発生時に重要情報を迅速に提供することを目的に、コミュニティラジオ放送の正式運用を開始し、平時は市民参加型のラジオ局として放送している。

また、公共施設の指定管理事業にも取り組んでおり、あかがねミュージアム(平成27年7月～)やワクリエ新居浜(令和3年4月～)の管理運営を行っている。

令和4年3月には旅行業の登録を行い、新居浜市移住体験ツアーや銅婚ツアーを実施している。

設立年月日 昭和63年3月17日
所在地 坂井町二丁目3番17号
☎ 32-7777
(新居浜テレコムプラザ2階)
資本金 4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地 坂井町二丁目3番17号
☎ 33-5200
資本金 2億7,000万円
敷地面積 4,266㎡
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
総延床面積 4,244㎡
竣工 平成3年2月28日

10 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市発展の礎であり、全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」が市内各所に点在している。

平成21年8月に旧山根製錬所煙突を含む5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が、令和2年8月には住友山田社宅の6棟8件が国の登録有形文化財に登録された。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進、産業遺産の価値を明確にし、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。

情報発信事業として、これまで「あかがねエッセイ賞作品集」の出版、「あかがねフォトコンテスト」を実施したほか、「NHK大阪別子銅山展」や「別子銅山東京展(六本木)」を開催し情報発信を行った。また、鷲尾勘解治の功績と自彊舎活動を顕彰するため、菊本町の自彊舎跡地を整備し記念碑を設置。平成28年度には、別子銅山小説出版事業として本市出身の井川香四郎氏の執筆により歴史小説「別子太平記」を出版。29年度は市制施行80周年記念事業として、第2回あかがねフォトコンテスト事業、「口屋あかがねの松」クローン松の記念植樹を行うとともに、三井住友銀行東館(東京都千代田区丸の内)において「愛媛・新居浜 地方創生展」を開催し、全国に向けて情報発信を図った。令和元年度は、東温市の坊っちゃん劇場において別子銅山を題材としたミュージカル「瀬戸内工進曲」の年間上演に協力、あわせて、期間中に劇場へ行けない方などを対象に本市事業としてミュージカルの8K映像(超高精細映像)の上映事業を実施した。

また、情報発信の継続的取り組みとして、主に高校生を対象に「別子銅山産業遺産創造塾」を開催し次世代への継承や郷土愛の醸成に取り組んでいる。住友山田社宅では企画展として「東平索道展」や「四阪島のくらし」などの各種テーマで開催した。

登録有形文化財旧端出場水力発電所については、平成30年度に着手した本体耐震補強工事が令和3年度末に竣工。4年度は、アクセス道等の周辺整備工事を実施し、令和5年3月28日から一般公開を開始した。また、発電所の全体像として水路システム等を可視化したPR映像を発電所内で放映し、ダイジェスト版をHP等で公開するほか、AR動画もエリア内で見ることができる。

住友山田社宅については、共電幹部社宅2棟が平成22年3月に住友共同電力(株)より寄贈され、別子鉱業所

長社宅を含む4棟が、住友金属鉱山㈱、住友化学㈱から平成31年3月に寄贈された。令和元年度は、現存する6棟について「住友山田社宅保存活用計画」を策定し、令和2年度末から、別子鉱業所長社宅、住友化学幹部社宅の2棟について、限定公開を開始した。3年度は、外国人社宅2棟及び共電幹部社宅2棟の耐震改修設計並びに駐車場等周辺整備設計を実施した。4年度から6年度にかけて耐震改修等を実施、7年度以降、周辺整備工事を実施している。

また、市民が郷土新居浜に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかね基金」を平成20年4月に設置し、産業遺産の保存整備及び活用に役立てている。

11 広瀬歴史記念館

広瀬歴史記念館は、日本の近代産業を育成した広瀬幸平の足跡を通して、新居浜の生い立ちと日本の近代化の歩みを後世に伝え、また、近代化遺産の保存・継承と市民文化の向上を図るため、生涯学習の拠点施設として平成9年4月29日にオープンした。

施設の概要

展示館と旧広瀬邸の二つの施設から構成され、これらの施設を合わせた名称が新居浜市広瀬歴史記念館である。展示館新築工事の工期は、平成8年3月22日から平成9年3月30日まで、総工事費は10億8,008万円であり、その内2億円は展示工事である。

展示館の構造は、鉄筋コンクリート造り地上1階、地下1階、延べ床面積1,051.94平方メートルであり、1階は、展示室、記念室、収蔵庫、事務室、地下1階は、機械室である。

旧広瀬邸は、母屋が旧金子村久保田にて明治10年建築、明治20年に現在地に移築、新座敷と庭園が明治22年に造られた。建物は、伝統的な日本家屋であるが、西洋文化が取り入れられており、これらが見事に調和している。

平成15年5月30日、母屋・新座敷など旧広瀬邸の主要な建物が国の重要文化財(建造物)「旧広瀬家住宅」に、平成30年2月13日、亀池を含む庭園が国の名勝「旧広瀬氏庭園」にそれぞれ指定された。

令和4年3月、重要文化財・名勝ともに保存活用計画を策定した。

今後の保存整備にあたり、令和6年度に旧広瀬邸等

保存活用事業推進委員会を新たに設置し、外部有識者の専門的な知見を得るとともに、文化庁、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導のもと事業を推進していく。

所在地	上原二丁目10番42号、52号 ☎ 40-6333		
敷地面積	36,515.22㎡		
	内 展示館	4,688.03㎡	
	旧広瀬邸	10,476.00㎡	
	その他(亀池等)	21,351.19㎡	
建築面積	展示館	1,072.39㎡	
	旧広瀬邸	1,318.95㎡	
展示館の内容	幸平翁の偉業を時代を追って紹介し、古文書や当時の財界人からの書状など歴史資料約250点を展示		
観覧料	一般	550円(440円)	
	障がい者及びその介護者	270円	
	市内在住の65歳以上の者		
	18歳未満の者又は学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の生徒、学生等	無料	
	※()内は団体20人以上の場合		
開館時間	9:30~17:30 (受付時間は17:00まで)		
休館日	月曜日		
	国民の祝日の翌日(日曜日を除く。)		
	12月29日から翌年1月3日まで		

使用料		(単位:円)	
	記念室	和室A	和室B
9:30~12:00	2,200	2,200	1,320
13:00~17:00	3,300	3,300	2,200
9:30~17:00	5,500	5,500	3,520

※和室 A 25 畳

和室 B 16 畳

※冷暖房を使用するときは、冷房については5割、暖房については3割をそれぞれの使用料金に加算する。

※使用時間の延長を行うときは、1時間につき、別に使用料金の2割の額を徴収する。

令和7年度観覧者数 6,559人

12 予

算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

年度 区分 会 計		令和 6		7		8	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		51,456,179	55.9	53,415,836	57.1	55,227,571	57.5
特 別 会 計	渡 海 船 事 業	187,799	0.2	189,412	0.2	214,519	0.2
	平 尾 墓 園 事 業	28,965	0.0	26,263	0.0	25,199	0.0
	国 民 健 康 保 険 事 業	11,847,469	12.9	11,389,913	12.2	10,613,231	11.1
	介 護 保 険 事 業	14,016,919	15.2	13,281,220	14.2	14,688,465	15.3
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	2,334,319	2.5	2,329,793	2.5	2,679,423	2.8
	小 計	28,415,471	30.8	27,216,601	29.1	28,220,837	29.4
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	3,572,730	3.9	3,918,655	4.2	3,963,804	4.1
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	509,448	0.5	605,247	0.6	543,391	0.6
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	8,167,967	8.9	8,419,470	9.0	8,070,637	8.4
	小 計	12,250,145	13.3	12,943,372	13.8	12,577,832	13.1
合 計		92,121,795	100	93,575,809	100	96,026,240	100

(2) 令和8年度 一般会計性質別予算

(歳入)

(歳出)

(単位：千円・%)

性質		区分	当初予算額	構成比	性質		区分	当初予算額	構成比	
自主財源	市 税		20,893,936	37.9	人 件 費			8,985,094	16.3	
	分 担 金 及 び 負 担 金		316,241	0.6	物 件 費			8,007,278	14.5	
	使 用 料 及 び 手 数 料		683,501	1.2	維 持 補 修 費			235,581	0.4	
	財 産 収 入		70,993	0.1	扶 助 費			14,969,881	27.1	
	寄 附 金		831,000	1.5	補 助 費 等			4,368,612	7.9	
	繰 入 金		921,165	1.7	公 債 費			4,877,590	8.8	
	繰 越 金		900,000	1.6	出 資 金 及 び 貸 付 金			1,018,000	1.9	
	諸 収 入		1,542,889	2.8	繰 出 金 及 び 積 立 金			5,200,812	9.4	
小 計			26,159,725	47.4	予 備 費			10,000	0.0	
依存財源	地 方 譲 与 税		356,000	0.6	小 計				47,672,848	86.3
	利 子 割 交 付 金		45,000	0.1	投資的経費	補 助 事 業 費		2,660,988	4.8	
	配 当 割 交 付 金		115,000	0.2		単 独 事 業 費		4,863,735	8.8	
	株式等譲渡所得割交付金		191,000	0.3		災 害 復 旧 事 業 費		30,000	0.1	
	法 人 事 業 税 交 付 金		363,000	0.7	小 計				7,554,723	13.7
	地 方 消 費 税 交 付 金		3,137,000	5.7						
	ゴルフ場利用税交付金		30,000	0.1						
	地 方 特 例 交 付 金		174,000	0.3						
	地 方 交 付 税		5,402,000	9.8						
	交通安全対策特別交付金		8,900	0.0						
	国 庫 支 出 金		9,851,508	17.8						
	県 支 出 金		4,466,338	8.1						
	市 債		4,928,100	8.9						
小 計			29,067,846	52.6						
合 計			55,227,571	100	合 計				55,227,571	100

(3) 令和8年度 一般会計財源内訳

(歳出)

(単位：千円・%)

科目	財源 当初予算額	特 定 財 源			一般財源	一般財源 充 当 率
		国県支出金	地方債	その他		
議 会 費	353,362	0	0	0	353,362	100.0
総 務 費	4,766,425	365,145	121,200	231,482	4,048,598	84.9
民 生 費	23,771,150	11,921,838	23,200	662,327	11,163,785	47.0
衛 生 費	3,873,524	152,951	375,100	395,270	2,950,203	76.2
労 働 費	240,610	0	0	210,000	30,610	12.7
農 林 水 産 業 費	787,972	175,557	69,000	27,623	515,792	65.5
商 工 費	1,327,598	18,852	47,500	561,666	699,580	52.7
土 木 費	4,781,083	605,575	898,200	294,301	2,983,007	62.4
消 防 費	2,011,993	67	301,600	99,046	1,611,280	80.1
教 育 費	8,392,841	1,077,861	3,092,300	129,621	4,093,059	48.8
災 害 復 旧 費	30,000	0	0	0	30,000	100.0
公 債 費	4,881,013	0	0	151,204	4,729,809	96.9
予 備 費	10,000	0	0	0	10,000	100.0
計	55,227,571	14,317,846	4,928,100	2,762,540	33,219,085	

13 決 算（令和7年度）					コード番号		3 8 2 0 5 1		市町村 類 型	Ⅲ－2			
(1) 決算カード（速報値）					ふりがな		にいはまし						
					市町村名		新 居 浜 市						
人口			面積	人口密度	人口集中 地区人口		産 業 構 造						
国調	R 2 年	115,938	km ²	人	84,290 人	就業人口	R 2 年 国調	650	17,030	33,827			
	H27年	119,903	234.47	494.5	86,704 人			1.2 %	32.0 %	63.5 %			
	増加率	△ 3.3	40. 1. 1 以降の合併状況				H27年 国調						
住民登録	7. 3. 31	112,017	H15. 4. 1 別子山村と合併					720	16,960	34,206			
	6. 3. 31	113,466						1.3 %	30.9 %	62.3 %			
区 分			令和6年度	令和7年度	区 分		指数等		指定団体等 の 状 況				
歳 入 総 額 A			55,537,000	56,743,568	7 年度交付税種地区分		I－4						
歳 出 総 額 B			54,495,961	55,677,916	基 準 財 政 需 要 額 千円		24,451,033		離島 特農				
歳入歳出差引額（A－B） C			1,041,039	1,065,652	基 準 財 政 収 入 額 千円		18,164,238		山振 旧新産都				
翌年度へ繰越すべき財源 D			63,129	78,182	標 準 財 政 規 模 千円		29,436,237		広域市町村圏				
実 質 収 支（C－D） E			ア 977,910	イ 987,470	実 質 赤 字 比 率		－						
					連 結 実 質 赤 字 比 率		－						
単 年 度 収 支 F			35,842	イ－ア 9,560	実 質 公 債 費 比 率		(単) 3.6 % (3年) 3.3 %						
積 立 金 G			473,781	842,905	将 来 負 担 比 率		－		事務の共同 処理の状況				
繰 上 償 還 金 H			0	0	資金不足比率	水 道 事 業 会 計		－					
積 立 金 取 り 崩 し 額 I			450,000	150,000		工 業 用 水 道 事 業 会 計		－		税務事務 後期高齢者医療			
実質単年度収支（F+G+H－I） J			59,623	702,465		公 共 下 水 道 事 業 会 計		－					
						渡 海 船 事 業 特 別 会 計		－					
一 般 職 員 等 ※ 職員数はR 8 年 4 月 1 日現在数、給料月額はR 8 年 4 月分													
区 分		職員数 A 人	給料月額B 千円	1人当たり給料 B/A 円	財 政 力 指 数		(単) 0.743 (3年) 0.763						
一 般 職 員		616	209,253	339,696	実 質 収 支 比 率		3.4 %						
教 育 公 務 員		10	4,131	413,100	積 立 金 現 在 高 千円		7,884,462						
消 防 職 員		156	54,799	351,276	地 方 債 現 在 高 千円		50,683,383						
技能労務職員		6	2,016	336,000	収 益 事 業 収 入 額 千円		－						
合 計		788	270,199	342,892	債 務 負 担 行 為 額 千円		8,490,096						
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法適用の有無	普通会計からの繰入額 千円	職員数 人	特 別 職 等					国 保 会 計 の 状 況			
	交 通	無	50,916	8	区 分		改定実施年月日	1 人 当 り 平 均 給料(報酬)月額 円					
	港 湾 整 備	無	172,407	2									
	国民健康保険	無	1,021,644	17	市 町 村 長		28. 4. 1	956,000					
	介 護 保 険	無	2,082,015	27	副 市 長（統括）		28. 4. 1	780,000					
	後 期 高 齢	無	2,250,354	9	教 育 長		28. 4. 1	658,000					
	上水道事業	有	8,102	32	議 会 議 長		28. 4. 1	572,000					
	下水道事業	有	1,733,439	24	議 会 副 議 長		28. 4. 1	518,000					
					議 会 議 員（24 人）		28. 4. 1	482,000					

市町村名		新居浜市		類型	Ⅲ－2								
歳 入						性 質 別 歳 出							
区 分		決算額 千円	構成比 %	経常一般財源 K 千円	Kの構成比 %	区 分		決算額 千円	構成比 %	税 等 千円	経常一般財源 千円	経常収支比率 %	臨時財政対策債等を除いた経常収支比率 %
地 方 税		20,825,742	36.7	19,565,456	63.7	人 件 費	うち 職員 給	8,250,874	14.8	7,445,907	6,960,546	22.7	22.7
地													

(2) 一般会計決算の推移(款別)

ア 歳 入

(単位：千円・%)

年度 区分	令和 5		6		7	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
市 税	20,582,488	36.7	19,932,939	35.9	20,825,742	36.7
地 方 譲 与 税	348,821	0.6	370,931	0.7	378,524	0.7
利 子 割 交 付 金	8,919	0.0	13,676	0.0	40,847	0.1
配 当 割 交 付 金	93,014	0.2	130,507	0.2	137,075	0.2
株式等譲渡所得割交付金	112,372	0.2	194,004	0.3	218,490	0.4
法 人 事 業 税 交 付 金	306,222	0.5	343,773	0.6	365,790	0.6
地 方 消 費 税 交 付 金	2,886,632	5.1	3,182,481	5.7	3,436,800	6.1
ゴルフ場利用税交付金	31,379	0.1	31,349	0.1	31,903	0.1
環 境 性 能 割 交 付 金	33,625	0.1	33,184	0.1	29,418	0.1
地 方 特 例 交 付 金	235,562	0.4	708,684	1.3	197,556	0.3
地 方 交 付 税	5,896,720	10.5	6,242,236	11.2	7,065,113	12.4
交通安全対策特別交付金	10,515	0.0	9,702	0.0	8,912	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	246,201	0.4	264,032	0.5	313,440	0.6
使 用 料 及 び 手 数 料	752,572	1.4	709,637	1.3	709,233	1.2
国 庫 支 出 金	11,147,650	19.9	10,230,875	18.4	11,199,209	19.7
県 支 出 金	3,741,572	6.7	3,859,345	7.0	4,120,045	7.3
財 産 収 入	91,345	0.2	283,118	0.5	80,869	0.2
寄 附 金	551,226	1.0	493,876	0.9	415,794	0.7
繰 入 金	1,110,037	1.9	1,403,070	2.5	830,712	1.5
繰 越 金	1,241,324	2.2	1,032,050	1.9	1,041,039	1.8
諸 収 入	1,858,044	3.3	1,686,189	3.0	1,781,673	3.1
市 債	4,849,548	8.6	4,393,352	7.9	3,508,200	6.2
合 計	56,135,788	100	55,549,010	100	56,736,384	100

イ 歳 出

(単位：千円・%)

年度 区分	令和 5		6		7	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
議 会 費	352,185	0.6	341,908	0.6	323,217	0.6
総 務 費	5,793,298	10.5	5,636,642	10.3	7,438,807	13.3
民 生 費	23,069,404	41.9	22,966,106	42.1	23,490,771	42.2
衛 生 費	3,714,212	6.7	3,706,302	6.8	5,066,606	9.1
労 働 費	344,595	0.6	331,651	0.6	331,138	0.6
農 林 水 産 業 費	929,228	1.7	923,616	1.7	846,175	1.5
商 工 費	2,161,584	3.9	1,817,436	3.3	1,611,738	2.9
土 木 費	5,160,439	9.4	5,437,029	10.0	4,507,220	8.1
消 防 費	1,553,666	2.8	1,950,075	3.6	2,158,305	3.9
教 育 費	7,223,362	13.1	6,425,635	11.8	4,964,895	8.9
災 害 復 旧 費	35,319	0.1	37,706	0.1	2,059	0.0
公 債 費	4,766,446	8.7	4,933,865	9.1	4,929,801	8.9
合 計	55,103,738	100	54,507,971	100	55,670,732	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

年度 区分 性質別	令和 5			6			7		
	決 算 額	構成比	市民1人 当 たり	決 算 額	構成比	市民1人 当 たり	決 算 額	構成比	市民1人 当 たり
	千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人 件 費	8,176,233	14.8	72,058	8,673,649	15.9	77,432	8,499,977	15.3	76,899
2. 物 件 費	7,035,427	12.8	62,005	7,097,904	13.0	63,365	7,433,888	13.3	67,254
3. 補 助 費 等	6,572,588	11.9	57,926	5,639,569	10.4	50,346	4,834,106	8.7	43,734
4. 維 持 補 修 費	192,760	0.3	1,699	184,309	0.3	1,645	181,130	0.3	1,638
5. 扶 助 費	12,705,072	23.1	111,973	13,514,009	24.8	120,642	14,719,137	26.4	133,163
6. 建 設 事 業 費	8,627,622	15.7	76,037	7,857,009	14.4	70,141	6,902,282	12.4	62,444
(1) 普通建設事業費	8,592,303	15.6	75,726	7,819,303	14.3	69,804	6,900,223	12.4	62,425
ア 補 助	5,619,315	10.2	49,524	3,706,780	6.8	33,091	3,548,021	6.4	32,098
イ 単 独	2,972,988	5.4	26,202	4,112,523	7.5	36,713	3,352,202	6.0	30,327
(2) 災害復旧事業費	35,319	0.1	311	37,706	0.1	337	2,059	0.0	19
7. 出資金及び貸付金	1,089,362	2.0	9,601	902,561	1.7	8,057	1,004,520	1.8	9,088
8. 積 立 金	781,332	1.4	6,886	689,219	1.3	6,153	2,228,100	4.0	20,157
9. 繰 出 金	5,159,652	9.4	45,473	5,018,613	9.2	44,802	4,940,038	8.9	44,692
10. 公 債 費	4,763,690	8.6	41,983	4,931,129	9.0	44,021	4,927,554	8.9	44,579
歳 出 合 計	55,103,738	100	485,641	54,507,971	100	486,604	55,670,732	100	503,648

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別 年度 区分	令和 5		6		7	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
渡海船事業	172,582	172,582	175,705	175,705	173,194	173,194
平尾墓園事業	28,666	28,666	27,499	27,499	24,153	24,153
国民健康保険事業	11,738,307	11,738,307	10,769,952	10,769,952	10,547,027	10,547,027
介護保険事業	13,647,337	13,431,490	13,788,148	13,788,148	13,830,226	13,830,226
後期高齢者医療事業	2,058,348	1,965,136	2,274,570	2,156,440	2,394,219	2,283,946
工業用地造成事業	—	—	—	—	—	—
計	27,645,240	27,336,181	27,035,874	26,917,744	26,968,819	26,858,546

(5) 水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度 区分	収益的收入	収益的支出	純利益	資本的收入	資本的支出
令和 3	1,762,109	1,578,198	183,911	507,250	1,613,576
4	1,945,777	1,555,504	390,273	271,826	1,109,949
5	2,160,805	1,564,291	596,514	285,450	1,178,827
6	2,137,417	1,645,149	492,268	163,923	1,676,814
7	2,121,551	1,653,866	467,685	88,469	1,696,900

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度 区分	収益的收入	収益的支出	純利益	資本的收入	資本的支出
令和 3	247,827	183,335	64,492	32,810	120,321
4	238,490	189,909	48,581	44,417	204,849
5	214,383	187,956	26,427	70,472	446,462
6	248,217	184,759	63,458	63,119	354,168
7	249,091	212,222	36,869	76,644	293,591

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

ウ 公共下水道事業

(単位：千円)

年度 区分	収益的收入	収益的支出	純利益	資本的收入	資本的支出
令和 3	3,699,824	3,560,339	139,485	3,197,576	4,800,472
4	3,849,466	3,659,677	189,789	2,673,799	4,225,056
5	4,022,222	3,824,058	198,164	2,249,457	3,830,736
6	3,930,204	3,771,322	158,882	2,228,964	3,990,954
7	3,936,595	3,798,015	138,580	3,156,431	5,097,391

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度増減見込み		令和8年度末 見 込 額
			令和8年度中 起 債 見 込 額	令和8年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	3,269,348	3,680,073	617,500	268,481	4,029,092
民 生	1,557,381	1,384,084	21,400	148,589	1,256,895
衛 生	3,300,658	4,163,063	289,800	301,436	4,151,427
農 水	856,678	961,874	109,400	67,462	1,003,812
商 工	860,285	732,111	46,000	122,145	655,966
土 木	6,575,169	6,670,258	975,500	560,163	7,085,595
公 営 住 宅	3,251,365	3,306,725	194,200	101,886	3,399,039
消 防	5,037,696	4,812,647	432,000	412,549	4,832,098
教 育	8,269,574	8,118,158	3,100,400	631,707	10,586,851
災 害 復 旧	232,565	172,476	—	36,147	136,329
減 税 補 て ん 債	30,925	9,963	—	9,963	—
臨 時 財 政 対 策 債	18,668,696	16,808,285	—	1,806,852	15,001,433
減 収 補 て ん 債	449,546	372,686	—	76,867	295,819
行 政 改 革 推 進 債	—	—	249,800	—	249,800
計	52,359,886	51,192,403	6,036,000	4,544,247	52,684,156
特 別 会 計					
平 尾 墓 園 事 業	4,390	0	—	0	0
計	4,390	0	0	0	0

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度増減見込み		令和8年度末 見 込 額
			令和8年度中 起 債 見 込 額	令和8年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	5,107,937	4,794,134	300,000	298,103	4,796,031
工 業 用 水 道 事 業	314,652	299,186	100,000	15,540	383,646
公 共 下 水 道 事 業	31,229,629	30,816,454	1,403,400	2,284,769	29,935,085
計	36,652,218	35,909,774	1,803,400	2,598,412	35,114,762

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和 3	4	5	6	7	
歳 入 総 額 ①	58,143,712	53,409,897	56,136,821	55,537,000	56,743,568	
歳 出 総 額 ②	57,052,076	52,168,573	55,104,771	54,495,961	55,677,916	
歳入歳出差引額（①－②）③	1,091,636	1,241,324	1,032,050	1,041,039	1,065,652	
翌年度へ繰越すべき財源 ④	107,718	170,654	89,982	63,129	78,182	
実 質 収 支（③－④）⑤	983,918	1,070,670	942,068	977,910	987,470	
単 年 度 収 支 ⑥	82,341	86,752	△ 128,602	35,842	9,560	
積 立 金 ⑦	889,577	100,905	620,056	473,781	842,905	
繰 上 償 還 金 ⑧	－	－	－	－	－	
積 立 金 取 り 崩 し 額 ⑨	1,400,000	460,000	400,000	450,000	150,000	
実質単年度収支（⑥＋⑦＋⑧－⑨）	△ 428,082	△ 272,343	91,454	59,623	702,465	
基 準 財 政 需 要 額 注：1	21,894,452	22,587,137	23,165,281	23,676,253	24,451,033	
基 準 財 政 収 入 額 注：2	20,381,605	17,053,415	18,008,247	18,186,548	18,164,238	
標 準 財 政 規 模 注：3	28,526,491	27,874,939	28,392,345	28,845,194	29,436,237	
財 政 力 指 数 注：4	単年度	0.731	0.755	0.777	0.768	0.743
	三年平均	0.757	0.754	0.754	0.767	0.763
実 質 収 支 比 率（％） 注：5	3.4	3.8	3.3	3.4	3.4	
実 質 公 債 費 比 率（％） 注：6	1.6	2.2	2.7	3.1	3.3	
積 立 金 現 在 高	8,540,431	7,533,579	7,202,106	6,487,701	7,884,462	
地 方 債 現 在 高	53,518,511	52,404,804	52,084,381	51,790,140	50,683,383	
債 務 負 担 行 為 額	7,758,403	5,794,222	7,616,829	7,071,066	8,490,096	
経常一般財源比率（％） 注：7	99.3	100.3	100.7	101.3	104.3	
経 常 収 支 比 率（％） 注：8	(81.1) 75.1	(82.3) 80.6	(85.7) 85.0	(86.8) 86.4	(80.8) 80.8	

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} = & (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} \\ & - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ & (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A：元利償還金・準元利償還金

B：算入公債費の額

C：標準財政規模

注：7 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \frac{\text{経常一般財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

注：8 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\begin{aligned} \text{経常収支比率} = & \frac{\text{経常経費充当の一般財源}}{(\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} \\ & + \text{臨時財政対策債})} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。

14 スポーツ

(1) 生涯スポーツ事業

市民の誰もが年齢・性別、障がいの有無を問わず、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む。

- 生涯スポーツの推進とスポーツ機会の創出
- 市民によるスポーツを支えるまちづくり
- 施設環境の整備と施設の効果的な活用

主な事業

(令和7年度)

行 事 名	実 施 期 間	参加人員 (人)
・ 市民歩け歩け大会	4/6	261
・ 市民体育祭	9/12～1/18	3,865
・ 体力づくり指導者講習会	5/15、6/11、7/15、8/20、9/29	188
・ 第9回 あかがねマラソン	12/7	1,040
・ 大府市・新居浜市ジュニアバドミントン交流事業	8/22～8/24	23

(2) 競技力向上事業

国体レガシーを活かしながら、トップアスリートの育成など、中学・高校の選手を中心にレベルアップに取り組む。

- トップアスリートの育成とチームの競技力向上

主な事業

- ・ 運動部活動競技力向上事業
- ・ 高校スポーツ強化運動部指定校事業

(3) 体育施設

ア 市民体育館

所在地 東雲町一丁目1番25号

☎ 34-1888

敷地面積 4,863㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 6,210㎡

総事業費 5億7,520万円

完成 昭和52年7月31日

1階トレーニング室 315㎡ 昭和54年3月24日完成

1階体育室 520㎡ 昭和56年11月18日完成
(卓球台 10台)2階競技場 1,763㎡
(バレーコート3面、バスケットコート2面、テニスコート3面、バドミントンコート12面、ハンドボールコート1面、卓球30台、体操全種目)

3階観覧席 808席(固定席)

市民体育館使用料

区 分					使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
競 技 場 及 び 体 育	全 面	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を 徴収しな い場合	学 校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	1,100 円	1,650 円	2,200 円	4,400 円
				体 育 室	550	770	1,100	2,200	
			一 般	競 技 場	2,200	3,300	4,400	8,800	
				体 育 室	1,100	1,650	2,200	4,400	
		入場料を 徴収する 場合	学 校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	3,300	4,950	6,600	13,200	
				体 育 室	1,650	2,420	3,300	6,600	
			一 般	競 技 場	6,600	9,900	13,200	26,400	
				体 育 室	3,300	4,950	6,600	13,200	
	使 用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	26,400	39,600	52,800	105,600	
				体 育 室	11,000	16,500	22,000	44,000	
			入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	競 技 場	52,800	79,200	105,600	211,200	
				体 育 室	22,000	33,000	44,000	88,000	
		スポーツ 以外に使用 する場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	26,400	39,600	52,800	105,600	
				体 育 室	11,000	16,500	22,000	44,000	
			入 場 料 を 徴 収 す る 場 合 又 は 営 業 目 的 の 場 合	競 技 場	52,800	79,200	105,600	211,200	
				体 育 室	22,000	33,000	44,000	88,000	
部 分 使 用	競技場及び体育室の2分の1未満の部分を使用する場合					全面使用料の2分の1に相当する額			
	個人 利用 の 場合	普通利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	150 円	150 円	150 円			
			小 学 生 及 び 中 学 生	50	50	50			
		回数利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	11枚綴 1,500 円					
小 学 生 及 び 中 学 生	11枚綴 550 円								
ト レ ー ニ ン グ 室	高 校 生 及 び 一 般					150 円	150 円	150 円	
	小 学 生 及 び 中 学 生					50	50	50	
	定期利用の場合（高校生及び一般に限る。） 1 カ月					1,500 円			

器具使用料

区 分	数量	区 分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
バスケット用具 (ボールを除く)	1組	午前、午後、 夜間各1回 につき	110円	220円
バレーボール用具 (ボールを除く)	"	"	110	220
バドミントン用具 (ラケット・シャトル コックを除く)	"	"	110	220
テニス用具 (ラケット・ボール を除く)	"	"	110	220
卓球用具 (ラケット・ボール を除く)	"	"	110	220
フットサル用具 (ボールを除く)	"	"	110	220
体操用具	1種目	"	110	220
電光掲示板	1台	"	550	1,100
放送設備	一式	"	1,100	2,200
フロアーシート	1枚	"	50	110

利用状況

(令和7年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	5,520	
卓 球	7,072	18,221
バドミントン	9,654	13,216
テニ ス	104	
バスケットボール	1,892	
トレーニング室		18,751
体 操	25	
そ の 他	46,680	
計	70,947	50,188

合計利用日数 346 日

合計利用人数 121,135 人

利用日1日平均 350 人

イ 山根総合体育館

所 在 地 角野新田町三丁目14番1号

☎ 43-2905

敷地面積 5,358㎡

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建

屋根部分鉄骨造銅板葺き

延床面積 3,252㎡

建設事業費 4億9,000万円

完 成 昭和62年3月10日

1階競技場 1,326㎡

(バレーコート2面、バスケットコート2面、バドミントンコート8面)

1階トレーニング室 124.90㎡

2階競技場 1,073.4㎡

(卓球コーナー3台、柔剣道場393.95㎡、ジョギングコース170m)

山根総合体育館使用料

区 分					使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
競 技 場 及 び 柔 剣 道 場	全 面 使 用	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を 徴収しな い場合	学 校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	880 円	1,320 円	1,650 円	3,300 円
					柔剣道場	440	660	880	1,650
			一 般		競 技 場	1,650	2,750	3,300	6,600
					柔剣道場	880	1,320	1,650	3,300
			入場料を 徴収する 場合	学 校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	2,750	3,850	5,500	11,000
					柔剣道場	1,320	1,650	2,750	5,500
		一 般		競 技 場	5,500	7,700	11,000	22,000	
				柔剣道場	2,750	3,850	5,500	11,000	
	使 用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料を徴収しない場合		競 技 場	19,800	33,000	39,600	79,200
					柔剣道場	8,800	13,200	16,500	33,000
			入場料を徴収する場合		競 技 場	39,600	66,000	79,200	171,600
					柔剣道場	16,500	27,500	33,000	66,000
		スポーツ 以外に使用 する場合	入場料を徴収しない場合		競 技 場	19,800	33,000	39,600	79,200
					柔剣道場	8,800	13,200	16,500	33,000
			入場料を徴収する場合		競 技 場	39,600	66,000	79,200	171,600
					柔剣道場	16,500	27,500	33,000	66,000
場	部 分 使 用	競技場及び柔剣道場の2分の1未満の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額			
		個人 利用の 場合	普通利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	150 円	150 円	150 円		
				小 学 生 及 び 中 学 生	50	50	50		
		回数利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	11枚綴 1,500 円					
			小 学 生 及 び 中 学 生	11枚綴 550 円					
ト レ ー ニ ン グ 室	高 校 生 及 び 一 般					150 円	150 円	150 円	
	小 学 生 及 び 中 学 生					50	50	50	
	定期利用の場合（高校生及び一般に限る。） 1 カ月						1,500 円		

器具使用料

市民体育館の器具使用料と同じ

利用状況 (令和7年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	2,018	
卓 球		6,879
バドミントン	2,891	10,682
トレーニング		3,087
バスケットボール	10,022	
剣 道	682	
空 手 道	4,134	
そ の 他	7,623	
計	27,370	20,648

利用状況

(令和7年度・単位：人)

区 分	東 雲 市民プール	山根公園 屋内プール	別 子 山 市民プール
使 用 日 数	61日	333日	45日
使 用 日 1日平均利用者数	647	61	6
大 人 (高校生以上)	16,267	17,800	273
小 人	23,171	2,490	
利 用 者 計	39,438	20,290	273

合計利用日数 345 日

合計利用人数 48,018 人

利用日1日平均 139 人

ウ 市民プール

名称 区分	東雲市民プール	山根公園屋内プール	別子山市民プール
所 在 地	東雲町一丁目1番13号 ☎ 32-3595	角野新田町三丁目14番2号 ☎ 43-1411	別子山甲333番地の1 ☎ 64-2305
敷地面積	10,744㎡	7,400㎡	1,430㎡
構 造	鉄筋コンクリート造	(管理棟) 鉄筋コンクリート造2階建 (プール棟) 鉄骨造メタアクリル板葺き	鉄筋コンクリート一部樹脂造
建設事業費	1億4,000万円	5億円	3,600万円
完 成	昭和47年5月31日	昭和63年9月30日	昭和57年3月25日
プール施設	(寸法) (水深平均) 流水プール 7m×170m 1.0m 子供プール 変 形 0.4m 幼児プール 変 形 最深 0.2m 最浅 0.1m スライダープール 20m×9m 0.7m 50mプール (公認) (9コース) 50m×20m 最深 1.6m 最浅 1.2m	(寸法) (水深平均) 25mプール(6コース) 25m×13m 1.1m 幼児プール 20m×3~4m 0.5m	(寸法) 25m×8m(4コース)

プール使用料

区 分		種 別		使 用 料		
個	東雲市民プール	普 通 券	大 人 (高校生以上)	1 人 2 時間まで60円 2 時間を超える 1 時間ごとに60円増		
			小 人 (中学生以下)	1 人 2 時間まで10円 2 時間を超える 1 時間ごとに20円増		
		ロ ッ カ ー 施 錠 使 用			1 ボックス 1 回10円	
人	山根公園屋内プール	普 通 券	大 人 (高校生以上)	1 人 2 時間まで450円 2 時間を超える 1 時間ごとに220円増		
			小 人 (中学生以下)	1 人 2 時間まで220円 2 時間を超える 1 時間ごとに110円増		
	共 通	回 数 券			普通券11枚綴として10枚分の料金	
団 体		30 人 以 上		普通料金の 1 割引		
		50 人 以 上		普通料金の 2 割引		
		100 人 以 上		普通料金の 3 割引		
占 用	東雲市民プール	区 分		10時～13時		13時～18時
		50 メートルプール	平 日	2,200 円		4,400 円
			日曜・祝日	3,300		5,500
			入場料を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で市長が別に定める額		
			許可時間を超える場合	1 時間を超えるごとに平日 770 円 日曜日、土曜日又は休日 1,100 円		
	山根公園屋内プール	区 分		10時～13時	13時～17時	17時～21時
		25 メートルプール	平 日	13,200 円	26,400 円	26,400 円
			日曜・祝日	19,800	33,000	33,000
			入場料等を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で市長が別に定める額		
			許可時間を超える場合	1 時間を超えるごとに平日 4,400円 日曜日、土曜日又は休日 6,600円		
目 的 外 使 用			使 用 1 日	本表に定める使用料を基準として市長が別に定める額		

※ 別子山市民プールの使用料は無料とする。

※ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が手帳等を提示して山根公園屋内プールを使用する場合半額（2 時間までの使用に限る。）

※ 市内在住の65歳以上の方が年齢を証する書類を提示して、山根公園屋内プールを使用する場合半額（2 時間までの使用に限る。）

エ 市営野球場

所在地	新須賀町三丁目2番54号 ☎ 34-0518
敷地面積	1万5,269㎡ 両翼 91m 中堅 118m
収容人員	本部スタンド 2,090人 内野スタンド 3,400人 外野スタンド 3,010人 計 8,500人
完成	昭和60年6月30日
利用者数	21,388人(令和7年度)
使用料	

区分	使用時間	職業	一般	学生	器具使用料
入場料を徴収する場合	全日	66,000円	16,500円	8,250円	拡声装置 全日 2,090円
入場料を徴収しない場合	全日	12,100	5,500	2,750	午前 1,100円
	午前	5,500	2,200	1,100	午後 1,430円
練習に使用の場合	午後	6,600	3,300	1,650	
	全日	8,250	2,420	1,100	スコアボード 1試合 2,640円
	午前	3,300	1,320	550	
	午後	4,950	1,760	880	電源 1回 220円
	2時間以内	—	660	270	

夜間照明使用料

使用時間	一般	学生
1時間ごと	3,300円	1,100円

オ 市民テニスコート

所在地	庄内町二丁目地先及び南小松原町地先
敷地面積	1万9,605㎡
コート数	クレーコート9面・全天候型ウレタンコート4面・全天候型人工芝コート6面
完成	昭和57年4月1日及び平成24年10月1日
利用者数	32,505人(令和7年度)

使用料

区分	使用時間	一般	学生
ハードコート・クレーコート 1面につき	1日	220 ^円	110 ^円
	午前	110	50
	午後	160	80
	2時間以内	60	30
人工芝コート 1面につき	1時間まで	270	140
	2時間まで	550	280
	1時間増すごとに	270	140

カ 山根公園テニスコート

所在地	角野新田町三丁目12番
敷地面積	5,117㎡
コート数	全天候型人工芝コート 6面 練習コート 3面(壁打)
完成	平成4年3月31日
利用者数	36,509人(令和7年度)
管理棟	
所在地	角野新田町三丁目12番 ☎ 43-2151
構造	鉄筋コンクリート造平家建
建物面積	317㎡
室構成	事務室、更衣室、シャワー室、トイレ
完成	平成4年3月
使用料	

区分	使用単位	使用者別	テニスコート(一面)	練習コート(一人)	摘要
照明施設を使用しない場合	1時間まで	一般	1面につき円 270	1人につき円 110	テニスコート使用者については、使用時間内に限り、練習コートの使用料を原則として無料とする。
		学生	140	50	
	2時間まで	一般	550	220	
		学生	280	110	
	1時間増すごとに	一般	270	110	
		学生	140	50	
照明施設を使用する場合	1時間まで	一般	600	220	
		学生	470	160	
	2時間まで	一般	1,210	440	
		学生	940	330	
	1時間増すごとに	一般	600	220	
		学生	470	160	

備考：1時間以内の端数が生じた場合は、1時間とみなす

キ 武徳殿・重量挙練習場・弓道場

区 分	種 別	武 徳 殿	重 量 挙 練 習 場	弓 道 場
所 在 地		徳常町 4 番 6 号	東雲町一丁目 1 番25号	徳常町 4 番15号
敷 地 面 積 (㎡)		2,362	市民体育館敷地内	546
構 造		木造平家建	鉄骨鉄筋コンクリート造	木造平家建
建 物 面 積 (㎡)		568	(425)市民体育館延床面積に含まれる	射場 72.962 的場 29.540
完 成		昭和14年 6 月	令和元年 5 月	平成 5 年 3 月
使 用 料		無料	無料	無料
令和 7 年度の利用者数(人)		11,733	4,659	9,989

ク 山根市民グラウンド

昭和45年から、上部地区のスポーツの中心として、ソフトボール、野球、サッカー等に活用されている。

所 在 地 角野新田町三丁目 2822番地の 9
敷地面積 1 万 3,403㎡
利用者数 32,951人(令和 7 年度)
使 用 料 夜間照明使用料
全面使用 3,000円
片面使用 1,500円

ケ 別子山市民グラウンド

所 在 地 別子山乙 304番地の 8
敷地面積 1,470㎡
使 用 料 無料

サッカー場使用料(1 面当たり)

コ 市営サッカー場(グリーンフィールド新居浜)

平成11年 8 月にオープンし、サッカーを主とするスポーツ振興を図っている。

所 在 地 観音原町乙109番地
☎ 66-2522

グラウンド数 2 面(第 1 ・ 第 2)
芝 面 積 22,220㎡(125m×178m)
グラウンド面積 7,140㎡(105m×68m)
東 西 観 覧 席 1,000席
利 用 者 数 33,011人(令和 7 年度)
施 設 概 要 管理棟、倉庫、公衆トイレ、
駐車場、駐輪場ほか

区 分	使 用 時 間		職 業	一 般	高校生以下 (高専生及び専修 学校生を含む)
入場料を徴収する場合	全 日	(9時～17時)	158,400 円	52,800 円	26,400 円
入場料を徴収しない場合	全 日	(9時～17時)	52,800	17,600	8,800
	半 日	(9時～13時) 又は(13時～17時)	26,400	8,800	4,400
	上記区分以外 1 時間当たり		6,600	2,200	1,100

1. 1 面の 2 分の 1 以内で部分使用するときは、2 分の 1 とする。
2. 全面(2 面)使用するときは、2 倍とする。
3. 1 時間以内の端数が生じたときは、1 時間とみなす。

サ 多喜浜体育館

中小企業に雇用される勤労者の福祉の増進と雇用の安定を図るため、雇用促進事業団(現 雇用・能力開発機構)と市の共有建築物として昭和59年3月20日に竣工し、昭和59年4月1日に設置。平成15年4月1日、雇用・能力開発機構からの譲渡により体育施設の一元化を図るとともに名称を「新居浜市多喜浜体育館」に改める。

所在地 多喜浜四丁目3番7号

☎ 46-2466

敷地面積 3,254.29㎡

構造 鉄筋コンクリート造一部2階建

建物面積 1,179.45㎡

建設事業費 1億3,460万円(うち雇用促進事業団出資金 8,960万円)

利用状況 (令和7年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	5,830	
卓球	244	1,215
バドミントン	1,531	
バスケットボール	463	
新体操	246	
その他	7,266	
計	15,580	1,215

合計利用日数 346日

合計利用人数 16,795人

利用日1日平均 49人

使用料

区 分		使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
全面使用	競技場		550円	550円	770円	1,870円
部分使用	競技場の2分の1未満の部分を使用する場合		全面使用の2分の1に相当する額			
	個人利用の場合	普通利用の場合	高校生及び一般	150円	150円	150円
			小学生及び中学生	50	50	50
	回数利用の場合	高校生及び一般	11枚綴	1,500円		
		小学生及び中学生	11枚綴	550円		

器具使用料

市民体育館の器具使用料と同じ

シ 東雲競技場

所在地 東雲町三丁目地先

敷地面積 13,000㎡

施設概要 全天候型300mトラック及び投てき場

利用者数 18,139人(令和7年度)

使用料 無料

ス 文化振興会館

昭和28年10月、第8回国民体育大会が四国四県で実施されたのを記念して建てられ、記念会館として、40年間市民の方々に利用されてきたものを、市民の生活文化の向上、健康増進の研修の場として、全面改築し、新居浜市文化振興会館として設置した。

所在地 徳常町4番8号

☎ 36-0800

敷地面積 609㎡

構造 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 993㎡

総事業費 2億2,800万円

完成 平成5年3月

建物 1階 第1研修室(44.46㎡)
調理実習室(40.15㎡)
大小浴室、男女更衣室、
トイレ、受付、展示ホール

2階 第2研修室(80.34㎡)
第3研修室(81.40㎡)
第4研修室(39.60㎡)
講師控室、トイレ

3階 第5研修室(153.92㎡)
講師控室、トイレ

利用者数 令和7年度 9,400人

使用料

(単位：円)

室名 \ 使用時間	9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～17時	12時～21時	9時～21時
第1会議室	440	550	770	1,100	1,320	1,870
第2会議室	770	1,100	1,430	1,980	2,530	3,410
第3会議室	770	1,100	1,430	1,980	2,530	3,410
第4会議室	440	550	770	990	1,210	1,650
第5会議室	1,430	2,090	2,750	3,740	4,840	6,490
調理実習室	660	770	990	1,320	1,540	2,090
展示ホール	330	440	660	880	1,100	1,540

注：他に、合宿料金、冷暖房費、ガス、電気等使用料が加算される。

セ 体育施設建設基金

令和8年3月31日現在の積立金額 670,558,183円

15 文 化

(1) 文化芸術事業

地域の芸術文化の振興とすそ野の拡大を課題とし、市民の自主的な芸能・文化活動の育成・促進を図る。

- 創作や表現の機会拡大
- 文化グループ・サークルの助成・広報
- 伝統芸能の発掘・伝承
- 芸術鑑賞の機会の拡大

文化遺産に対する正しい理解と認識を深め、その保存と活用を促進を図る。

- 文化財に対する理解と認識を深める。
- 文化財の愛護思想普及のための教育
- 文化財の調査研究記録を図る。

主な行事

ア 文化芸術活動の奨励

- ・第58回にいはま春の市民文化祭

令和7年4月6日～20日

市民文化センター大ホール

あかがねミュージアム

美術の部 入場者 1,936人

出品数 552点

芸術の部 入場者 1,483人

出演者 315人

(2) 文化施設

市民文化センター

施設の概要

所在地	繁本町8番65号 ☎ 33-2180	
敷地面積	18,285㎡	
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
建築面積	3,713㎡	2,166㎡
延床面積	5,219㎡	4,620㎡
ホール	大ホール(1,163席)	中ホール(固定486席、車いす席3席)
会議室	—	洋室10、和室2
教室	—	料理・茶華各1、視聴覚1
プラネタリウム	—	プラネタリウム室(72席)
その他	高齢者社交室	展示室1、相談室、保育室
駐車場	駐車可能台数 170台	
建設事業費	3億5,000万円	5億4,400万円
完成	昭和37年11月3日	昭和49年8月9日

・芸術文化プログラム

市内小中学生に対して瀬戸フィルハーモニー交響楽団による演奏鑑賞、合唱指導、金管楽器指導等

実施校 14校

・新居浜市美術展覧会

令和7年10月31日～11月9日

あかがねミュージアム

入場者数 3,302人 出品数 310点

・えひめこどものための音楽会 in 新居浜

令和7年7月19日(土)

市民文化センター大ホール

入場者 708人

・宝くじまちの音楽会

岩崎宏美・岩崎良美～ふれあいコンサート～

令和8年1月22日(木)

市民文化センター大ホール

入場者 1,104人

イ 文化財の保存活用

- ・市内にある指定文化財の現況調査及び保存事業の実施

- ・郷土資料室「(愛称)ふるさとラボ」の運営
(事前予約制)

小中学校への民具貸出事業

埋蔵文化財、民俗文化財、自然科学資料(岩石鉱石)などを展示活用している。

来館者 59人

使 用 料

大・中ホール、会議室等使用料金表

使用時間 室 名		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	備 考 (定員・広さ等)
		9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	9時～ 17時	12時～ 22時	9時～ 22時	
大 ホ ー ル	平 日	円 9,900	円 16,500	円 23,100	円 26,400	円 39,600	円 49,500	固定席 1,163 席
	日曜日、土曜日 又は休日	11,000	19,800	26,400	30,800	46,200	57,200	
中 ホ ー ル	平 日	4,400	7,700	11,000	12,100	18,700	23,100	固定席 486 席 車いす席 3 席
	日曜日、土曜日 又は休日	5,500	9,900	13,200	15,400	23,100	28,600	
教 室 ・ 会 議 室	視聴覚教室	1,100	1,540	2,310	2,530	3,300	3,850	100人 294㎡
	茶華道教室	880	1,320	1,980	2,200	2,860	3,300	40人 30畳
	料 理 教 室	1,100	1,540	2,310	2,530	3,300	3,850	25人 100㎡
	展 示 室	550	880	1,320	1,430	1,870	2,200	50㎡
	大 会 議 室	1,650	2,420	3,630	4,070	5,280	6,050	135人 202㎡
	中 会 議 室	770	1,100	1,650	1,870	2,420	2,750	30人 50㎡ 3室 42人 60㎡ 1室 30人 68㎡ 2室 60人 108㎡ 1室
	小 会 議 室	440	660	990	1,100	1,430	1,650	15人 25㎡ 2室
	小 会 議 室 (和 室)	440	660	990	1,100	1,430	1,650	10人 10畳 2室

冷暖房装置使用料金表

区分 種別	単位	大ホール	ロビー (大ホール)	中ホール	教室、会議室
冷 房	1 時間	2,750 円	1,100 円	1,650 円	室利用料金の 5 割
暖 房	1 時間	1,100	550	770	” 3 割

器具等使用料金表

区分 種別	器 具 等 名	数量	1 回の 使用料	摘 要
大ホール 特設舞台	所 作 舞 台	1 式	2,200 ^円	
	ひ な 壇	1 式	550	5 枚 1 組
	迫 り 舞 台	1 式	2,200	
大ホール 照明器具	第1 ボーダーライト	1 式	550	
	第2 ボーダーライト	1 式	550	
	アッパーホリゾント ラ イ ト	1 式	440	
	ロアーホリゾント ラ イ ト	1 式	550	
	フットライト	花道	1 式	110
		舞台	1 式	330
	第1 シーリング スポットライト	1 式	770	
	第2 シーリング スポットライト	1 式	770	
	天井反射板ライト	1 式	770	
	ステージスポット ラ イ ト	1 式	550	4 台 1 組
	センタースポット ラ イ ト	1 台	550	
	スポット ライト	500 ワ ッ ト	1 台	110
		1 キロ ワ ッ ト	1 台	220
		1.5 キロ ワ ッ ト	1 台	330
	エ フ ェ ク ト プロジェクター	1 台	550	
	ミ ラ ー ボ ー ル	1 台	110	
	マルチストロボ	1 式	220	
	テレビコンセント	1 個	1,100	
中ホール 照明器具	第1 ボーダーライト	1 式	440	
	第2 ボーダーライト	1 式	440	
	アッパーホリゾント ラ イ ト	1 式	440	
	ロアーホリゾント ラ イ ト	1 式	550	
	フ ッ ト ラ イ ト	1 式	330	
	シ ー リ ン グ スポットライト	1 式	880	
	セ ン タ ー スポットライト	1 台	550	
	スポット ライト	500 ワ ッ ト	1 台	110
		1 キロ ワ ッ ト	1 台	220

区分 種別	器 具 等 名	数量	1 回の 使用料	摘 要
諸 道 具	演 台 設 備	1 式	330 ^円	椅子、 花台付
	赤 毛 布	1 式	110	
	金 屏 風	1 双	550	
	松 羽 目	1 式	550	
	紗 幕	1 式	1,100	
	暗 幕	1 式	110	
	ピ ア ノ (フルコンサート)	1 台	6,600	調律料 含まず
映 写 機 及び器具	ピ ア ノ (セミコンサート)	1 台	1,650	調律料 含まず
	16ミリ (35ミリ) 映写機 5 巻以内	1 台	2,200	1 巻ま すごとに220
	ス ク リ ー ン	1 式	1,100	
	オーバーヘッド プロジェクター	1 式	550	
	スライド映写機	1 式	1,100	
	ビデオ放映装置	1 式	330	
音響器具	拡 声 装 置 (マイク 3 本付)	1 式	1,650	
	演 台 マ イ ク	1 式	550	
	マイクロホーン	1 式	220	
	レコードプレーヤー	1 式	330	
	テープレコーダー	1 台	330	テープ を除く
	ワイヤレスマイク	1 本	220	
	コ ン パ ク ト ディスクプレーヤー	1 台	330	

使用料の額は、使用時間に係る区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 午前、午後又は夜間 1 回の使用料の額
(2) 昼間又は昼夜間 2 回の使用料に相当する額
(3) 全日 3 回の使用料に相当する額

プラネタリウム観覧料

区 分	単位	観 覧 料 金	
		個 人	団体(30名以上)
大 人	1 人	60 円	40 円
高 校 生 ・ 高 専 生	1	30	15
中学生・小学生・幼児	1	10	5

利用状況

	階	室 名	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
			利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員
本館	1	大 ホ ー ル	200 回	28,729 人	157 回	25,866 人	148 回	26,462 人
	1	大ホールロビー	0	0	2	873	2	10
別館	1	中 ホ ー ル	234	14,260	237	16,735	185	13,588
	2	茶 華 道 教 室	66	164	68	178	14	222
	2	展 示 室	62	128	63	181	11	171
	2	料 理 教 室	67	256	57	105	5	127
	3	プラネタリウム	72	416	70	445	134	915
	3	視 聴 覚 教 室	178	5,291	181	6,159	85	3,450
	3	小会議室(和室)	154	239	132	127	5	62
	3	小 会 議 室	337	1,379	402	1,525	311	1,719
	1・3・4	中 会 議 室	1,141	13,209	1,143	11,850	686	10,547
	4	大 会 議 室	217	8,493	197	9,069	135	8,424

(3) 別子山ふるさと館

設置趣旨 別子山地区の自然、歴史、風土、芸術、民俗等に関する資料の収集展示を行い、文化の向上を図る。

所在地 別子山甲 345 番地の 1

☎ 64-2305

敷地面積 2,819㎡

構造 木造 2 階建

建設事業費 9,197 万 9 千円

完成 平成 2 年 7 月 31 日

建物構造 資料館 1 棟 233㎡
管理棟 1 棟 127㎡

使用料 無料

(4) 文化財

ア 指定・登録文化財の状況 (R 8. 4. 1 現在)

区 分	国指定	県指定	市指定	国登録	合計
建 造 物	1	1	4	20	26
絵 画			3		3
彫 刻		1	10		11
工 芸		3	5		8
古 文 書			3		3
考 古 資 料		1	3		4
歴 史 資 料			5		5
無形民俗文化財			3		3
史 跡		1	22		23
名 勝	1	1	2		4
天 然 記 念 物	2	3	16		21
合 計	4	11	76	20	111

イ 国指定文化財

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
旧広瀬家住宅	建 造 物	上原二丁目 10 番 52 号	新 居 浜 市	H 15. 5. 30
旧広瀬氏庭園	名 勝	上原二丁目 10 番 52 号	新 居 浜 市	H 30. 2. 13
一宮神社のクスノキ群	天然記念物	一宮町一丁目 3 番 1 号	一 宮 神 社	S 26. 6. 9
銅山峰のツガザクラ群落	〃	立川町、別子山	新 居 浜 市	H 31. 2. 26

ウ 県指定文化財

(R8.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
経堂「大転輪蔵」	建 造 物	山根町 8 番 1 号	瑞 応 寺	S 45. 3. 27
木造薬師如来坐像	彫 刻	高木町 3 番 21 号	河 内 寺	S 54. 9. 14
太刀 無銘	工 芸		個 人 蔵	S 39. 3. 27
銅銭承和昌宝	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 4. 2
金銅密教法具	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 4. 2
金子山古墳出土品	考 古 資 料	西の土居町二丁目 16 番 47 号	慈 眼 寺	S 63. 4. 19
別子銅山口屋跡	史 跡	西町 6 番 2 号	新 居 浜 市	S 24. 9. 17
別子ライン	名 勝	立川山大永山	新 居 浜 市	S 30. 11. 4
瑞応寺のイチョウ	天然記念物	山根町 8 番 1 号	瑞 応 寺	S 31. 11. 3
赤石山の高山植物	〃	赤石山系	新居浜市、四国中央市	S 32. 12. 14
久貢山のソテツ	〃	多喜浜六丁目 4 番 55 号	天 野 市 三	S 32. 12. 14

エ 市指定文化財

(R8.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
大元神社本殿	建 造 物	大島字宮山	大 島 八 幡 神 社	S 52. 4. 7
宝篋印塔	〃	郷四丁目	上 郷 自 治 会	S 52. 4. 7
狛 犬	〃	東田三丁目 1229 番地	東 台 神 社	S 52. 4. 7
立川銅山師奉納常夜灯	〃	一宮町一丁目 3 番 1 号	一 宮 神 社	R 2. 9. 11
金胎両界曼荼羅	絵 画	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
弘法大師御影像	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
絵馬「渡辺綱鬼女退治図」	〃	新須賀町三丁目 4 番 5 号	堀 江 神 社	S 60. 10. 3
釈尊誕生仏	彫 刻	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
十二神将像	〃	高木町 3 番 21 号	河 内 寺	S 52. 4. 7
木造聖観世音菩薩立像	〃	萩生 2635 番地	萩 生 寺	S 52. 4. 7
随 神	〃	八雲町 10 番 16 号	宗 像 神 社	S 52. 4. 7
牛王宝印	〃	八雲町 10 番 16 号	宗 像 神 社	S 52. 4. 7
蛙 股	〃	八雲町 10 番 16 号	宗 像 神 社	S 52. 4. 7
仏海上人作仏像	〃	大島 143 番地	吉 祥 寺	S 53. 4. 6
木造聖観音菩薩坐像	〃	別子山乙 551 番地 5	圓 通 寺	H 15. 11. 4
木造大日如来坐像	〃	別子山乙 551 番地 5	圓 通 寺	H 15. 11. 4
木造阿弥陀如来立像	〃	別子山乙 551 番地 5	圓 通 寺	H 15. 11. 4
太刀 銘伝三条小鍛冶宗近作	工 芸	一宮町一丁目 3 番 1 号	一 宮 神 社	S 40. 6. 3
仏舍利塔と舍利器	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
鉄鉢と二十五条麻袈裟	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
獅子王御太刀	〃	八幡二丁目 4 番 69 号	八 幡 神 社	S 52. 4. 7
孔雀文金銅磬	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 52. 4. 7
秘法三十二箇巻	古 文 書	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
白石家文書	〃	北新町 10 番 1 号	新 居 浜 市	H 16. 8. 5
野田家文書	〃	北新町 10 番 1 号	新 居 浜 市	H 16. 8. 5
銭がめと古銭	考 古 資 料		個 人 蔵	S 52. 4. 7
古宮経塚出土「経筒」	〃	繁本町 8 番 65 号	新 居 浜 市	S 60. 10. 3
正光寺山古墳群出土遺物	〃	繁本町 8 番 65 号	新 居 浜 市	H 25. 3. 13
西条藩領地鳥瞰図屏風	歴 史 資 料	坂井町二丁目 8 番 1 号	新 居 浜 市	S 60. 10. 3
石造地藏菩薩立像	〃	別子山乙 551 番地 7	圓 通 寺	H 15. 11. 4
圓通寺棟札	〃	別子山乙 551 番地 7	圓 通 寺	H 15. 11. 4

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
瓜生野御堂棟札	歴 史 資 料	別子山瓜生野	近 藤 利 枝	H 15. 11. 4
銅山略式志	〃	上原二丁目10番42号	広瀬歴史記念館	R 3. 4. 2
とうどおくり	無形民俗文化財	大島	大 島 自 治 会	S 53. 4. 6
じょうさ節	〃	垣生	じょうさ節保存会	S 53. 4. 6
かぶと踊り	〃	船木	かぶと踊り保存会	H 16. 8. 5
五輪塔群	史 跡	西の土居町二丁目	西の土居自治会	S 40. 6. 3
大師泉縄文遺跡	〃	萩生 801番地	萩 生 東 老 人 会	S 52. 4. 7
唐津塚	〃	上原二丁目	新 居 浜 市	S 52. 4. 7
小山古墳	〃	垣生小山	大 師 堂	S 52. 4. 7
桧端住居跡	〃	船木4638番地の2	安 葉 誠 之 助	S 52. 4. 7
河内寺の塔礎石	〃	高木町 3番21号	河 内 寺	S 52. 4. 7
深尾権太輔の墓	〃	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	S 52. 4. 7
星原市	〃	星原町 4 番	矢 野 忠 俊	S 52. 4. 7
久貢屋敷と天野喜四郎の墓	〃	多喜浜六丁目4番55号	天 野 市 三	S 53. 4. 6
つづら淵	〃	若水町二丁目 5番	つづら淵保存会	S 53. 4. 6
金子城跡	〃	金子山	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
岡崎城跡	〃	上郷郷山	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
横山古墳群	〃	中萩町 13番	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
金子山古墳	〃	金子 15番地	慈 眼 寺	S 58. 1. 6
三義民の碑	〃	宇高町二丁目 6番 観音堂	宇 高 自 治 会	S 60. 6. 6
村上平兵衛の墓	〃	又野二丁目 5番 阿弥陀堂	又 野 自 治 会	S 60. 6. 6
高橋弥市左衛門の墓	〃	宇高町二丁目 6番 観音堂	宇 高 自 治 会	S 60. 6. 6
高橋孫兵衛の墓	〃	宇高町二丁目 1番52号 地藏堂	高 橋 寛 一	S 60. 6. 6
高橋孫兵衛屋敷跡地	〃	宇高町二丁目	高 橋 寛 一	S 60. 6. 6
金子備後守供養塔を中心とする墓	〃	西の土居町二丁目16番47号	慈 眼 寺	S 60. 12. 5
広瀬家墓所	〃	山田町 217番地の 1	新 居 浜 市	H 16. 8. 5
正光寺山古墳群	〃	坂井町二丁目 1419番	新 居 浜 市	H 25. 3. 13
銚子の滝	名 勝	大生院大野山	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
樽の滝(窓の滝)	〃	種子川山	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
バクチノキの群生	天然記念物	大島字宮山	大 島 八 幡 神 社	S 52. 4. 7
ミョウショウジザクラ	〃	黒島二丁目 7番 70号	明 正 寺	S 52. 4. 7
法泉寺のムクノキ	〃	垣生四丁目 9番 12号	法 泉 寺	S 52. 4. 7
大師泉のオオバタネツケバナ	〃	萩生 801番地	萩 生 東 老 人 会	S 52. 4. 7
ヤクシマツバキ	〃	大生院大野山谷	曾我部 伊与一	S 52. 4. 7
漣痕	〃	荷内町 2番 5号	真 鍋 麻 直	S 52. 4. 7
アッケシソウ	〃	阿島二丁目 14番 1号	岡 田 秋 稔	S 59. 7. 5
中央構造線小河谷断層	〃	萩生 1833番地～2960番地の 1	伊 達 逸 司	S 60. 1. 10
宗像神社の参道と社叢	〃	八雲町 10番 13号	宗 像 神 社	S 60. 11. 5
黒嶋神社のツバキ群生林	〃	黒島 779番地の 1	黒 嶋 神 社	S 60. 12. 5
三島神社の社叢	〃	船木甲 5371番地	三 島 神 社	S 60. 12. 5
龍河神社の社叢	〃	立川町 496、497番地ほか	龍 河 神 社	S 63. 5. 12
山城八幡神社社叢	〃	別子山甲 130番地	山城八幡神社	H 15. 11. 4
オオモミジ	〃	別子山乙 551番地 13	圓 通 寺	H 15. 11. 4
保土野溪谷甌穴群	〃	別子山保土野乙 475番 8地先ほか	国 土 交 通 省	H 15. 11. 4
エドヒガンザクラ	〃	別子山乙 83番 1	別子校区連合自治会	H 25. 3. 13

才 登録有形文化財

(R8.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	登録年月日
遠登志橋	土木構造物	立川町 620 番地 1 地先	新 居 浜 市	H 17. 12. 26
住友化学工業愛媛工場歴史資料館	建 築 物	惣開町 5 番 1 号	住友化学株式会社	H 13. 4. 24
武徳殿	”	徳常町 4 番 6 号	新 居 浜 市	H 16. 3. 2
旧別子鉱山鉄道端出場鉄橋(足谷川鉄橋)	”	立川町 682 番地先ほか	住友金属鉱山(株)別子事業所	H 21. 8. 7
旧別子鉱山鉄道端出場隧道	”	立川町 682 番地	住友金属鉱山(株)別子事業所	H 21. 8. 7
旧泉寿亭特別室棟	”	立川町 707 番 3	(株)マイントピア別子	H 21. 8. 7
山根競技場観覧席	工 作 物	角野新田町三丁目 2822 番 9	新 居 浜 市	H 21. 8. 7
旧山根製錬所煙突	”	角野新田町三丁目 2822 番 1	新 居 浜 市	H 21. 8. 7
旧端出場水力発電所	建 築 物	立川町 594 番地	新 居 浜 市	H 23. 1. 26
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅主屋	”	星越町乙 1903 番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅応接棟	”	星越町乙 1903 番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅茶室	”	星越町乙 1903 番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友別子鉱山株式会社社外 人技師東社宅	”	星越町乙 1900 番地	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友別子鉱山株式会社社外 人技師西社宅	”	星越町乙 1900 番地	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友化学工業株式会社幹部社宅	”	星越町乙 1896 番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友共同電力株式会社幹部社宅	”	星越町乙 1900 番地	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友共同電力株式会社監査役社宅	”	星越町乙 1857 番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
村上家住宅主屋	”	大島甲 137	村 上 和 夫	R 6. 8. 15
村上家住宅表門及び南塀	”	大島甲 137	村 上 和 夫	R 6. 8. 15
村上家住宅御成門及び東塀	”	大島甲 137	村 上 和 夫	R 6. 8. 15

(5) 文化振興基金

令和 8 年 3 月 31 日現在の積立金額 782,978,612 円

16 総合文化施設 (あかがねミュージアム)

総合文化施設は、新居浜の歴史、文化及び芸術を通して、市民が集い、出会い、交流する場を提供することで、文化の継承、発展、創造と次世代のひとづくりを目指して、平成25年3月建設に着手し、平成27年6月末竣工、平成27年7月18日にオープンした。

この施設は、太鼓台ミュージアム、にいほまギャラリー、ホール、スタジオ、アート工房等の総合文化施設と、美術を通して出会いと交流を育む場である展示室、市民ギャラリーを有する美術館で構成されている。

施設の管理運営は、開館当初より指定管理制度を導入しており、現在はあかがねミュージアム運営グループが行っている。

美術館では、泉屋博古館東京が所蔵する住友コレクションの中から、モネ、ジャン＝ポール・ローランス、浅井忠、鹿子木孟郎らによる名品約80点を紹介した「住友洋画コレクション フランスと日本近代絵画名品選」を開催。フランス絵画と日本近代洋画より厳選した名品を展示した。

「わけあって絶滅しました。展」は、大人気図鑑『わけあって絶滅しました。』シリーズの大型展覧会として開催。大型標本やロボット、体感型アトラクションなど五感で楽しむ展示で子どもから大人まで学べる展覧会として好評だった。

「石山直司展」「ルーヴル美術館の銅版画展」では、新居浜市出身の銅板画家 石山直司氏の作品とルーヴル美術館所蔵の作品を同時展示することにより、鑑賞者が伝統的なヨーロッパの銅版画と現代銅版画家の作品にふれる機会となった。

「サンリオ展 ニッポンのカワイイ文化60年史」では、創業当時のグッズや印刷物等によってサンリオキャラクターの歩みをたどった。時代を超えて愛され続けるサンリオキャラクターの展示を多くの鑑賞者が楽しんだ。

「ボタンデザイン ボタンにおける装飾の美たち～加藤喜代美ボタンコレクション～」では、新居浜市出身の染色作家が永年収集した、19～20世紀のアンティークボタンをはじめとするコレクションから、8,000点のボタンを展示公開した。

入館者数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	11,940	11,589	10,994
5月	15,420	15,328	12,199
6月	11,310	12,386	11,168
7月	15,956	12,487	22,654
8月	21,696	11,830	37,757
9月	13,124	11,489	9,451
10月	14,106	13,454	12,413
11月	13,648	13,186	16,690
12月	15,141	13,983	25,932
1月	21,676	15,751	30,821
2月	13,726	14,204	15,663
3月	12,792	10,397	14,840
計	180,535	156,084	220,582